

会 議 録

会 議 名	第 8 回 宇都宮市環境審議会 会議録						
開 催 日 時	平成 1 7 年 2 月 2 4 日 (木) 午後 2 時 0 0 分 ~ 午後 4 時 0 0 分						
開 催 場 所	宇都宮市役所 議会棟 3 階 第 1 委員会室						
出 席 者	環境審議会 委 員	熊本 和夫		遠藤 和信		真壁 英敏	
		金子 和義		永井 護		小堀 志津子	欠席
		赤塚 朋子	欠席	豊島 典雄		若狭 昌稔	
		星 紀彦	欠席	増淵 昭一		福田 泰子	
		上野 勝弘		伊村 務	欠席	福本 佳之	
		佐々木 英明		葭葉 リウ	欠席	中垣 昭夫	
		富山 佳紀		新津 謙治			
	事 務 局	橋本宇都宮市環境部長, 他 1 6 名					
公開・非公開	公開・傍聴人 0 名						
議 題	<p>1 . 議 事 宇都宮の環境 (環境状況報告書) に関するパブリックコメント等と市の考え方について</p> <p>2 . その他</p>						
協 議 結 果	<p>1 . 議 事</p> <p>審議会で出された意見を踏まえて, 次年度の宇都宮の環境 (環境状況報告書) に関するパブリックコメント等の実施手法を検討していく</p>						

発言要旨 【 1 . 宇都宮の環境（環境状況報告書）に関するパブリックコメント等と 市の考え方について】	
永井会長	<p>それでは、さっそく議事に入りたいと思います。はじめに、昨年9月1日から公表されております「宇都宮の環境（平成15年度 環境状況報告書）」に関しまして、パブリックコメント等で寄せられました意見の内容とそれらに対する市の考え方につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料に基づいて説明。</p>
永井会長	<p>事務局の説明が終わりました。それでは、寄せられました意見とそれらに対する市の考え方等につきまして、ご意見がありましたら、お願いいたします。</p>
富山委員	<p>お聞きしたいのですが、パブリックコメントは市民全体に対して行っているのですよね。今、宇都宮市民は45万人を超えていますが、10代の女性1人しか今回のパブリックコメントに対して反応がなかったということですが、要するに、市の環境行政上、45万人いる中で1人しか反応がない。しかも、他の市町村から転居してきた10代の方1人しか反応しないという事について、市としてどう思っているのかが今の説明にないのですが。やはり行政として何か考えて然るべきだと思います。</p>
事務局	<p>先ほど申しましたとおり、市民の皆さまに「宇都宮の環境（平成15年度 環境状況報告書）」をお示した時は9月号の広報紙でございましたが、この広報紙の特には表紙から4～5ページが環境問題についての特集を掲載したものでした。その中で半ページを使いまして、環境基本計画の概要等についてもご説明してご意見等を募集したところでございますが、結果としてはこのような状況でありました。</p> <p>それから、市のホームページにも掲載し、同じような形で、広く市民の皆さまからご意見を募集したところでございます。パブリックコメントにつきましては、今回だけという訳ではございませんので、今後ともできるだけ市民の皆さまからご意見をいただける様に、できる範囲の中で工夫をさせていただき、できるだけたくさんの方々からご意見をいただけるよう努力していきたいと考えております。</p>
新津委員	<p>こういう結果になった場合に、作為か無作為かはともかく、積極的にどなたかから意見を吸い上げようという様な考えにはならないのですか。そういった行動はとらないのですか。この結果では、市民の意見ですと言っはいけないのではないのですか。</p>
富山委員	<p>行政としてそういう姿勢で良いのかという事を聞いているのですよね。</p>
事務局	<p>パブリックコメントの中で、市民からのご意見としては1件でございますが、うつのみや環境行動フォーラムからもご意見をいただいております。ここの中では、会員の方々からご意見等がありまして、それをまとめた形でご意見としていただいております。パブリックコメントとしての1件の方、それからうつのみや環境行動フォーラムからのご意見ということで、それなりに評価ができるのではないかと考えております。</p> <p>確かにご指摘のとおり、私どももこの結果につきましては、重く受け止めております。しかし今、申し上げましたように、環境行動フォーラムの中で関心のある方からたくさんご意見をいただいておりますので、そういった意見もパブリックコメントとして捉えてこのような形でご報告させていただいた所でございます。</p> <p>それから、この結果を踏まえまして、今後はもっと広く市民にPRしていった市民の方から忌憚のないご意見を聞いていく必要があるということでは認識しておりますので、今後の市民へのパブリックコメントの周知方法などにつきまして、どのような方法が良いのか検討して参りたいと思っております。</p>
永井会長	<p>市政モニターみたいなものはありませんでしたか。公募か何かで市の施策についてアンケートを行っているものがありましたよね。</p>
富山委員	<p>市民アンケートモニターはありますが、そこでは環境について個別には詳しく要求はされておられません。</p>

永井会長	<p>そうですか。例えば、市民アンケートモニターのようなシステムで環境についてやるのか、あるいは他の自治体で環境行政についてどのように市民に関心を持って貰えるのかということをや何か工夫している自治体があるのではないかと思います。そういった何か対策を議論する必要はあると思います。</p>
遠藤委員	<p>私はうつのみや環境行動フォーラムの会員でもあるのです。このフォーラムの方から、パブリックコメントを行っているので、ぜひ意見を出して欲しいと各会員にメールが来ました。そしてその意見を環境行動フォーラムとしてまとめて出したいという事で、意見を吸い上げるという連絡はありました。私は環境審議会委員ですので、フォーラムの方では意見を出さなかったのですが。</p> <p>それから、宇都宮市ではごみ関係については約740名のリサイクル推進員がおられるし、環境で言えば他には廃棄物等減量化推進審議会のメンバーやこの環境審議会の公募委員のOBの方もおられるので、いろいろなネットワークがあると思うのです。ですから、1件で殆ど来ないという場合には、先ほど委員の方からのお話にもあったように積極的に取っていくといいですか、待ちの姿勢だけではなく、そういったことも必要なのではないかと思います。</p>
富山委員	<p>今の事務局の説明は理解できるのです。市民1人だけではなく環境行動フォーラムからも意見を貰っているということですから。私もフォーラムの会員で、フォーラムからパブリックコメントに対する意見を出して欲しいと聞きました。ただ、一般市民はどうでしょう。1人しか反応がないという所は、やはりフォーラムに依存するだけの話ではなくて、もっと手を打つ、つまり分かって貰う必要があると思います。</p> <p>その問題点として私は2つあると思います。1つは市からの呼びかけの力が足りないという事、もう1つは、環境状況報告書があまりにもでき過ぎているという事です。内容がという意味ではなく、ページ数が多すぎてとても読んでいられない。私は環境状況報告書を地域の人に見て貰うために回覧しているのですが、反応はゼロです。何故かはわかりますね。前回の審議会でも意見がありましたように、この環境状況報告書をもてもよく分からないからです。審議会委員でもそう思うのですから一般の市民がパブリックコメントで何を回答するのでしょうか。内容が分かれば回答すると思います。前回の審議会で出されたいろいろな意見に対して行政が真剣に考えた上で、パブリックコメントを打ち出しているのか、ただ環境状況報告書の概要版を市のホームページに載せて、意見があれば出してくださいと言っているのか、その辺の考え方だと思うので、何とかした方が良いのではないのでしょうか。いろいろと手を尽くしているのは分かりますが、分かりやすく見せたりするなど、努力をして然るべきだと思うのです。</p>
熊本委員	<p>これから、ごみの減量化や市の環境の問題など、考えるべき一番重要な事というのは、やはり市民の方一人一人に現状を理解していただいて、皆さんに協力していただくという事が一番重要なことだと思うのですが、市の考え方の中でも、ハード的な部分とかこれからこういう風にしたいとか、考え方が出ていますが、まず何より市民の方一人一人に声を掛けて協力をしていただく事が環境にとって一番必要な事であって、この中でも考え方の中にリサイクル推進員や自治会等に呼びかけをすることが大切なことであると思われまます。</p> <p>せっかく環境部という部署があるのですから、この考え方の行動の中でも、自分たちが動いてどうにかしようとする所が環境部という組織だと思うのです。人間的な制限があってもなかなか一人一人に声を掛けてという事は難しいのかもしれませんが、まずそういうものを率先して行うことが必要であって、市民の皆さまに協力して貰う。そういう行動を取ることが一番必要なのではないかと思うのです。その辺を考えていただいて、来年度に向けていろいろと計画などを策定していただきながら行動をしていただきたいと思っています。</p>

事務局	<p>貴重な意見をありがとうございました。先ほども申し上げましたが、今、お話いただいた様な、分かりづらいとか、もっと市民にうまくアピールするべきだとかというご意見につきましては、私どもといたしましても今後いろいろと工夫をさせていただきますして、次回の環境状況報告書に反映させていただきたいと思えます。</p>
永井会長	<p>今の市民とのキャッチボールについては、環境行政だけではなくいろいろな所でみんなそうなのですね。だから、決して環境部の方だけではなくて、行政全般がPRと情報交換のシステムをどのように行うのかという事が、全庁的な課題でもあるのだと思えますので、ぜひ、いろいろと検討していただければと思えます。</p> <p>では、次に「目標の設定等に関する意見」、「廃棄物に関する意見」、「環境配慮対策に関する意見」について何かございますか。</p>
新津委員	<p>先週の日曜日に雀宮でボランティアネットワークとまちづくり推進協議会で市民会議の会合を持ち、そこへ市長が来たのです。市長の話の中でごみの話が出まして、宇都宮ではごみは危機的状況でごみ処理ができなくなる心配がある、ごみを回収できなくなる可能性があるという話をされましたが、私が今までの審議会などで伺ったことと少し繋がらないかなというイメージを持ったのです。</p> <p>そこで、環境状況報告書を改めて読んでみたのです。そうすると、確かにゴミは増えています、いろいろと困っていますとあるのですが、私は宇都宮市民の1人として、周りの人と比較して自分が出しているごみの量が多いのか少ないのかが分からないので、もっときつく、もう少しストレートに訴えるような工夫をしていただくということも必要ではないのかと思えます。市長はごみの有料化などという姑息な手段は取りませんと言っていたのですが、そうだとするとごみを減らす方策などについて、このまとめのような話で良いのかなと思うのです。</p>
遠藤委員	<p>この資料の表の廃棄物の所で、今、目標値から大分離れて上がっている。それに対しては、家庭用生ごみ処理機の普及促進や学校給食における生ごみ飼料化を行っているがありますが、実態としてこの効果と費用の結果が結び付いているのかを分析されていませんから、本当にこの政策で生ごみがどのくらい減るのか、一生懸命やっても実際にはそんなに減らないのが現実だと思うのです。ですから、政策そのものが目標を達成するために十分働いていないだろうという気がします。</p> <p>例えば、他市との関係という事で、今、大都市で一番元気良くやり始めようとしているのは横浜市です。横浜市は約350万都市です。そこでモデル地区を作って「G30」という計画をやっているのです。それはごみ30%減量という計画です。宇都宮市の場合は1人あたり、ごみの排出量1,200g、それを1,000gにしようという事ですね。名古屋市も相当進んでいる。要は、やろうとしている自治体は分別を徹底しているという事です。</p> <p>小さい町ですと四国の上勝町はゼロウェイストといって、2015年にはごみをゼロにしようという計画があって、リサイクル率は80%台だそうです。宇都宮市は14%台で徐々に悪くなっている。今、宇都宮市が行っているごみ減量に対する施策はどうも効果が上がっていないと思うのです。いつも外部から来た人に、街の中にごみが山のように積み重なっているとされるのです。街の中心の大通りなどは土曜日にもごみの山があり随分汚いねという指摘を受けているのです。ですから、宇都宮市全体が危機感を持って対応する必要があるだろうし、効果のある分別の徹底が当面、一番効果がある方法ではないかと思えます。</p>
永井会長	<p>県内の統計では宇都宮市は1人あたりどのくらいですか。</p>
事務局	<p>詳細な資料は手元にはありませんので申し訳ございません。宇都宮市は1世帯あたり1,200gを1,000gという目標を取っておりますが、ごみ減量化への取り組みにつきましては、分別の強化や発生抑制という部分でごみを出さないという考え方を市民に徹底していただきたいという部分もあります。その他に、市民に分かりやすい目標</p>

	<p>設定というものもあると思います。来年度にごみ処理基本計画の改訂を迎えますが、その中で目標設定という部分につきましても見直していきたいと考えておりますので、その中で効果的な施策を十分検討して反映していきたいと考えております。</p> <p>補足いたしますと、1人1日あたりの排出全体量について遠藤委員からお話をいただきましたが、これにつきましては、宇都宮市内から発生するごみ量を人口で割ったという単純計算のものになる訳ですが、宇都宮市の場合には県内で比較すると多い方であると考えております。と言いますのは、事業所からの一般廃棄物も入っておりますので、事業所が集まっている宇都宮市におきましては、当然多くなるものと考えております。また、リサイクルの取り組みにつきましては、平成7年に5種9分別を開始した時の資源化率は全国の自治体の中でもトップクラスに位置する資源化率だったと認識しておりますが、その後、私どものリサイクル率が下がってきている中で各自治体では上がってきているという事がございますので、ほぼ平均位ではないかと認識している所でございます。</p>
永井会長	<p>私見としましては、他の自治体でも、ごみ減量に関しては、分別してごみ袋を有料化にするなどいろいろと行っていますよね。やはりお金で考えていく事がある面で見ればやりやすいと思いますが、そうでなければ精神論で行くのかという事になり、それではものすごく手間がかかります。ですから、いろいろな方法があると思いますが、基本的には料金を取っていくという政策が入っていないとこれだけの規模の市をコントロールすることができないのではないかと思います。</p>
事務局	<p>ごみの資源化率や減量化、発生抑制を進めていくという施策は、いろいろな組み合わせがあるのだろうと考えております。そういった中で今のお話にありました様な有料化という事も1つの方法ではあるという事では考えております。また、環境省でも全国的に有料化という方向付けを出してきております。検討する課題ではあるという事では認識しておりますが、いきなり有料化があるという事ではなく、有料化をした場合にそれがきちんと資源化や発生抑制に繋がっていく様な政策を併用的に行っていく必要があるのだろうと考えております。そういうものを実施する事によってごみの資源化などが効果的に進められるのであろうし、またそれが継続していくのではないかと考えております。</p> <p>そういうものを今後体系的に整理した上で進めていきたいと考えておりますが、当面は5種9分別の回収を開始した当初と比べて、現在のごみ組成分析を行っているのですが、その組成分析結果を見ても、生ごみが多少増えてきているという中で、まだまだ資源化できる紙ごみはかなり入っているという事もございますので、分別強化運動などを徹底していく事が1つには効果があるのではないかと考えております。</p> <p>平成15年度後半からそういったものにも取り組み始まりまして、その効果だと思っておりますが、平成15年度まではごみは毎年2～4%の間で増加しておりましたが、平成16年度につきましては、それがマイナスに転じる事ができるのではないかと考えているところでありますので、これについては更に推し進めていきたいと考えております。</p>
永井会長	<p>とにかく目標を決めてその方向に向かわなければいけないのは確かですね。</p>
遠藤委員	<p>東京近郊では有料化や戸別収集がメインです。ゴミステーション方式では自分が出したごみの責任が希薄になるという事で、自宅の前もしくは路地で車が入れない場合にはその入り口などという事で行っております。宇都宮の場合に実際にゴミステーションを見ると、要は顔が見えない。例えば40世帯、多い所では70世帯も同じゴミステーションに置けばもう家の前からは離れていますから、それは自分の手元から離れたごみだからという認識が多いのではないかとと思うのです。</p> <p>ですから個人的には有料化の前に、排出者の責任を明確にするために顔が見えるようなゴミステーション、ゴミステーション数は今は12,000箇所ですが、それが大幅に増えるかもしれませんが、そういう指導を行政側がして、排出者の顔が見えるような</p>

	<p>ゴミステーション数，せいぜい20世帯で使えば何となく抑制になると思うのです。まずそれを徹底することが必要であると思っております。</p>
富山委員	<p>ごみの件について私は別の意見を持ってまして，今，ごみの組成分析の話がありましたが，とちの環県民会議でも市の環境部から出前講座に来てもらって話を聞いたのですが，組成分析を行っていて半分は生ごみで残り半分の燃えるごみの中に紙などの資源になるものが結構あるという話は聞きました。でも，市民と行政が話し合ってきたとやっているのかという事が疑問なのです。なぜかと言うと，連合自治会を通してリサイクル推進員を各町内に置いている訳で，資源物はリサイクル推進員がきちんと分別するよう個別に説得している訳です。それでも資源になるものが一般ごみの中に入っているという事は，市の考え方が市民と密着していないのではないかと思います。</p> <p>その理由として，1つは紙類のごみについて，紙として資源ごみで受け付けるのは，例えば製本されている本や新聞紙などのお金になると思われるものであるという事が市民の考えであって，ティッシュなどのごみ箱の中の紙類は最初から燃えるごみで出すという市民の発想があるのです。それがかなりの量を占めている。私は審議会委員などをやっているし，仕事関係などで個人の名前が入っている書類等があるのですが，そういったものは資源ごみに出せないで，分からないように燃えるごみの中に混ぜて出しているのです。そういったものがどうしてもかなりウエイトを占める。それから宇都宮市の場合は連合自治会に指示している中に，ペットボトルについて蓋と本体とラベルを全部分けなさいという指示があるのです。ところが聞いてみたらペットボトルは燃えるごみの中に入れて焼却していると言っているのです。それが事実だとすると変な話ですよ。</p>
事務局	<p>いくつかご意見がございましたが，ご指摘の紙ごみは「その他の紙」といいまして，いわゆる新聞紙ですとかダンボールなどではなく，封筒や葉書，包装紙のような細かい紙がありますが，そういったものにつきましても「その他の紙の出し方」という事で，各地域に配布してお知らせをしております。特にこの部分が資源になる紙なのですが焼却ごみに出されてしまうという事が大きなポイントであると考えておりまして，ここを徹底させているということで，各地域を回ってお話をしているところでございます。どうしても細かい紙や小さい紙も名刺大からリサイクルができる訳ですから，ここを良く理解していただく必要があるのですが，なかなかPRが進んでないのかなと認識しております。PRは重要であるということで現在も行っておりますが，こういった紙がどうしてもリサイクルに回らず焼却ごみに回ってしまうという事がありますので，更に一層のPR強化をしてまいりたいと考えております。</p> <p>また，ペットボトルにつきましては，全てリサイクルに回しておりますが，プラスチックでできている周りのラベルにつきましては，現在のところ宇都宮市ではリサイクルに取り掛かっておりませんので，今後，その部分もリサイクルの方に分別の方に回していこうと今現在検討している所でございます。ペットボトル自体は全てリサイクルの方に回っておりまして，焼却ごみに入るといった事はございません。</p>
熊本委員	<p>先日，自治会で初めてリサイクル担当の方に1人来ていただいて，ごみの分別の講習というものを初めて直接市役所の方から受けまして，まだ分別の徹底というものはやる余地がもの凄くあるのではないかと改めて感じたのです。その時の一番の効果というのは，夜8時頃に開催したのですが，それでも熱心に市役所の方が来てくれて，そこに自治会の役員や班長の方が30～40人いまして，一人一人にクイズ形式で楽しみながら分別の講習をしたのです。そしてその本にも書いていないようなもの，いろいろな物質も出てきますし，複合物でできたものも出てきます。また，金属製のものとプラスチック製のものが一緒にできているものがどのごみなのかと。実際に私自身は聞かれても分からなかったのです。私自身，分別方法などについての書類を見る機会が多いのですが，実際にそういったものを目の前にされてこれは何のごみですか，と言われた時に明</p>

	<p>確に答えられるのかといったら答えられなかったのです。</p> <p>ですから、そういう機会をいただいたということが私自身にとっては凄くプラスだったので、他の地域にももっと広げていっていただきたいと思います。この分別に関して市民一人一人に認識して貰うという意味では、まだまだ徹底する余地がたくさんあると思います。また、このように自治会に市役所の方が直接出向いて行って一人一人に説明をするという事も凄く効果がある事だと思いますので、その点を今後も頑張っていっていただきたいと思います。</p>
増淵委員	<p>粗大ごみの関係で自分で経験したことですが、自転車を清掃工場へ持っていった時に、3台以上はクリーンパーク茂原に持って行ってくださいと言われてたのです。資料の「環境配慮対策に関する意見」の に散乱ごみについての意見がありますが、粗大ごみについてですが、最近是有料化も手伝っているのか道端に放置してあるものが多いと思うのです。この場合に、自転車は4台以上になると取り扱わないと言われてたので、やはり放置されている所の土地の所有者というのは、自宅の門のところにあるものは何とかしようという心配があるのです。</p> <p>そういう場合に4台以上はダメだという事ではなく、リサイクル推進員の方もいる訳ですから、遠い所へ車で運ぶ時はまとまっていた方が良いという事で、集めると自転車の台数も増える訳です。そういう場合にはリサイクル推進員の証明があれば台数が増えても清掃工場を受け入れるとかという、そういった体制を整備したり、便宜を図って地区の方が動きやすくなるような方法を取って貰えればありがたいと思います。</p>
事務局	<p>クリーンセンターでは確かに自転車の持ち込みの場合には1～2台、多い場合にはクリーンパーク茂原に持って行っていただくようお願いしております。また、道端や空き地などに自転車などの不法投棄されている所有者不明のものにつきましては、確かに地元のリサイクル推進員の方に協力して持ってきていただいております。連絡をいただいた場合には収集に動いておりますが、そういう場合でもまずは持ち主や道路の所有者に十分対応していただいて、その後、市が収集に行くという形を取っております。</p>
永井会長	<p>廃棄物の話が出ておりましたが、市ではフレームを作ってそれに対応できるような形で減量できるというシナリオはできているのですか。</p>
事務局	<p>ごみ処理基本計画というものを策定しております。その中で減量施策を挙げまして目標年度にリサイクル率や減量化率、どこまで減量するのかという目標は掲げて現在推進している所ではありますが、実際はリサイクル率をはじめ、計画通りには進んでいないという現状であります。</p>
金子委員	<p>環境状況報告書を見た市民の1人からの話ですが、その方はごみの有料化を行ってもいいのではないかという意見を持っているのです。報告書を見ると平成7年から平成16年までごみが年々増えているのですが、ごみを減量させようといういろいろな対策をしていると思うのですが、結果的にこういった数字を見せられると行政としては何もしてこなかったのではないかと思うのです。結局、対策をしてきたけれども不十分だったという事になる訳ですね。</p> <p>なおかつ、先ほどの説明にもありましたが、ごみ処理基本計画の中でいくつも項目ごとに数値目標を立てて対策を行おうとしているのですが、これもある程度市民が分かりやすく、例えば今年はどういう事業を行ったためにこれだけごみが減ったとか、あるいは環境的にこういう風に良くなったとかといった数値を出していただいて、あるいは近隣市町村との比較などで見やすく分かりやすい様にしたものを市民に公表して貰いたいという意見があったと思います。先ほどその様に行うような話もしておりましたので、ぜひともお願いしたいと思います。</p>
遠藤委員	<p>「目標の設定等に関する意見」 のところで、今の行政のスタンスが現れているのかなと思うのは、これに対する市の考え方の最後に「今後は数値目標の達成状況との関連</p>

	<p>を踏まえた環境施策の評価および表現方法等を検討する。」とありますが、表現方法なんかはどうでも良いのです。要は、評価をしてそれを効果のある次の施策にどの様に結びつけていくか、どこが問題なのかをはっきりさせて効果を上げていって貰わないと困る訳です。言葉はどうでも良いのです。要はP D C Aの流れで効果がなければ方向転換をして次の施策をうっていただいて効果を挙げるとい事をしていただきたいのです。ただ単に表現の問題ではないという事です。</p>
永井会長	<p>難しい問題だと思うのですが、要は目標を決めたら目標に対してアプローチしていくというサイクルをきちんとしていただきたいという事ですね。他にありますか。</p>
眞壁委員	<p>目標を持ってと言っていますが、例えば1日1人あたりのグラム数を減らしていくとか、リサイクル率を上げていくという事も前提にはあると思うのですが、私は体験的にまだダイオキシン関係があまりうるさくない頃には、家庭内の燃えるごみについては焼却炉を買って全て燃やして、出すのは生ごみだけでした。ですから、今思いますと集積所にはそんなに量がなかったように思うのです。例えば、環境状況報告書67ページのごみ排出量の推移を見ますと、平成2年は88,000tだった排出量が今は10万tを超えているという状況にある訳です。</p> <p>ですから、今では自分で焼却炉を買って燃やしてはいけないという状況にあるのですが、何が言いたいのかといいますと、羅列的にごみが増えてきているという事もあります。目標を決めるという事であれば、まずどうしてもごみが1,020gまで減っていかないという事になれば、「ごみの有料化に平成20年度から入っていきます。」というような、そういう状況で市民に協力を求めているといけないと思うのです。ごみを出すのは無料ですし、ごみ袋に名前を書くといってもまだ抵抗があると思うのです。先ほど遠藤委員が言いましたが、目に見えるような対応の仕方と言っているも具体的にはできない訳です。ごみを有料化にするとか、ごみ袋に名前を書くといったような、市民に対する脅しではありませんが、目標を決めた具体性があるものでやっていかないと、ごみの減量化やリサイクル率は到底達成できないだろうと思います。</p> <p>特にリサイクル率については、平気で持ち去っていく人が未だにいる訳です。今朝も近所の方に言われましたが、自分が資源ごみを出したら目の前で持って行ってしまい、あまりに堂々と持っていったので市から委託された業者なのかと思ったそうです。実際にはこのような状況なのです。ですから、いくら行政が頑張っても一生懸命PRや広報をしても難しいのです。</p> <p>また、特に問題だと思う事は、あまりにもインターネットに頼り過ぎている事です。今は高齢化社会と言われているので、その高齢の方全員がパソコンで情報を得るという事はできないと思います。4人の内、1人が2人くらいだと思います。ですから、例えばパブリックコメントを実施するにしても、あまりにもホームページに頼り過ぎていると思います。ごみの減量化や廃棄物関係については、目標年度を決めて達成できなかった時は、痛みを分かち合いましょうという様な事も必要だと思います。現に有料化に踏み切っている自治体もたくさんありますし、その自治体について話を聞いてみますと、確かにごみも減ってきているという事で、こういった実績もある訳ですから行政側からもそういった事を発信していいと思います。</p>
永井会長	<p>有料化への反対意見がでてきた時は、議論するきっかけにもなるのですよね。有料化については、みんなで合意しなければできない訳ですから、それでコミュニケーションを図っていくという方法もあると思います。ごみ問題については目標を決めてそれに対する対策をきちんとしていただくという事に尽きると思います。他の課題について何かありますか。あとは「目標の設定等に対する意見」と「環境配慮対策に関する意見」になるとは思います。</p>
富山委員	<p>ごみはこの辺で終わりにしまして全般的な意見を言わせていただきますと、まず環境状況報告書の64ページと資料編の70ページですが、まず64ページの(2)に「近</p>

	<p>隣公害等への対応」とあるのですが、これについての資料が資料編の70ページに数字としてあるのです。要は、こういうものを市民に見せるための書き方の問題なのですが、「近隣公害等への対応」がこれを見ると「達成・順調」という評価になっていて、全てうまくいっていると。その根拠となるデータを見ると苦情の受付が何件きて処理に全て行きましたので問題はありませぬ、という書き方になっていますね。果たしてそれでいいのでしょうか。</p> <p>今、市内を歩いてみても道端にごみが散らばっていますし、それは市民からの意見にもありましたね。空き地には不法投棄がたくさんありますし。資料編では「空き地への適正管理」が繰り越しゼロとなっていて、本編では順調に達成したとなっていますよね。こういう事を考えていると、宇都宮市は100点で問題が全くなき、環境審議会なんていらぬのではないかと。全部順調にできていると取れますよね。でも現実には、あちらこちらで問題が起きていますよね。では、この書き方がどうなのか、100点であるという書き方を市民が望んでいるのか。例えば、190件の苦情があつて宇都宮市がすぐに現場へ行ってすぐに処理しましたという事で、以後100%で宇都宮市は問題がありませんという話に結びつくのかどうか。その辺のところを。</p>
永井会長	はいわかりました。この解釈については、資料編の70・71ページの資料から「達成・順調」という結論がでるのかどうかというところの整理の仕方を説明していただけますか。
事務局	<p>まず、資料編の中で「空き地等の適正管理」であれば190件受け付けて処理済が190件であるという意味は、現場に聞きに行つてその状況を確認して土地所有者を調べて手紙を出す、あるいは電話連絡という処理をしましたという意味で、その空き地が綺麗に苦情者が満足いくように全部綺麗になりましたという意味ではなく、処理を行いましたという意味です。ですから、市民から苦情があつても我々が何の対応もできなかったというものはありませぬ、という意味であつて、その状態が無くなつた事を指している表ではありません。</p> <p>また、先ほどの数値目標と環境施策との連携にギャップがあるのではないかとのご指摘を受けておりますが、今、申しましたとおり、対応は行つたという意味でその事業は行つているが、それが環境を何パーセント良くしたのかという数字から見ればその連携がないのではないかとこの事は、この審議会でご指摘を受けていると認識している所です。</p>
富山委員	はっきり言わせて貰うと、こういう書き方ではなくて、苦情については聞きにいつてすぐに対応しましたが、こういう所に問題がありますと。現実に空き地が綺麗になっていない訳ですから、市としてこういう施策を今後打ち出して、空き地の所有者にこういう事を呼びかけてやりたい、といった事を書いてくれた方が一般市民は報告書を読んで市も良くやってくれているという事でパブリックコメントへの意見がでるのだと思います。
永井会長	今、我々が議論していることは、「宇都宮市の環境(平成15年度 環境状況報告書)」の環境マネジメントなのですが、その関係で言った時に、この指標と現実の問題をうまく反映していないという言い方だと思います。現実にはごみがたくさんあるのだけれども、その件について反映する指標になっていないのではないかと、という事なのでしょうね。
富山委員	書き方として、行政としてこの状態を見て施策をこういう事をしたいと書いてくれればもっと受けが良かったのではないかとっているのです。
永井会長	要は、指標があつていない。現実を反映していないという事は確かなのだと思います。そういう意味ではやはり1回は勉強会をした方がいいのではないかとと思います。マネジメ

	<p>ントサイクルの中で、こういう目標についてこういう対策をしていて、チェックしてアクションでこうなっている、という一連のところのチェックを一回皆さんで勉強した方がいいのではないかという気はしますので、どこかでやって欲しいですね。この審議会でなければ他でもいいと思いますが。要は、そこの連携が綺麗に取れていないものが非常に多いという事が今日の皆さんの意見だと思います。</p>
事務局	<p>評価の部分ですが、この環境状況報告書をまとめるにあたりまして、数値目標の評価をしている自治体はかなりあるのです。栃木県においても評価をしていますし、それから秋田市においても数値目標に関する評価として × という形で評価をしています。</p> <p>ただし、この「環境施策」に対する評価をしているのは、富士市と宇都宮市だけであり、富士市に関しては、数値目標がないままでその評価を行っているという部分があります。今回、宇都宮市は環境施策に関する評価を、取えてオリジナルで行ってみたいという形でございますので、皆さま方のご意見を活かしながら次の報告書に活かしていきたいと考えています。</p>
永井会長	<p>逐次という事になっていくのだと思いますが、サイクルの流れを全部ではなくても一部のところで一度チェックしてみる事を実際にどこかのレベルでされた方がいいと思います。市はチェックをしていると言うのかもしれませんが、その方法で市民の方が納得できるかどうかという事の問題なのではないかと思います。</p> <p>今のお話は、マネジメントサイクルで指標と現実があっていないという事についてのご指摘だったと思います。今日はだいぶ厳しいお話もあったと思いますが、この辺を少しまとめていただいて次年度の環境状況報告書を作っていただきたいと思います。他に何かありますか。</p>
若狭委員	<p>パブリックコメントの募集期間というのが、平成17年3月までとなっているという事は、まだ期間はあるという事と理解できるのだとすれば、先ほど、1件しか意見がなかったという事を何とかすべきだという事について、何らかの事がまだできる余地があるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>先ほどご説明を申し上げた所でございますが、平成16年9月に広報紙で募集をさせていただきました。いろいろなご意見をいただきたいという募集内容でしたが、期限をいつまでという形では区切っておりません。広報紙等での募集の段階ではご意見をいただきたいというものでした。その中で、9月に募集をいたしまして今の時点では1件でございますので、もう意見が来ないであろうという形で締めてきた所でございますが、確かにお話のとおり、年度ということを考えれば3月という事も1つの目安になるのではないかと思います。</p> <p>しかし、誰かにお願いしてという事になりますと、私どもの作為という形になってしまうという部分もありますので、そういった事は行わなかった所でございます。今後、3月までの間にご意見等をいただければ、そういったものにつきましては、次の審議会においてご披露させていただければと思います。</p>
福本委員	<p>一市民の意見としてですが、どれだけこういう話をして、それぞれの市民が本当に自分達の問題として考えられるかが全てだといった時に、資料は資料ですし状況は状況で正しいものがあるのだと思いますが、先ほどお話がありましたとおり、例えば環境で言えば配慮とか保全とか教育や学習といっても、そのデータを基にした時に何が問題なのか、ごみの問題で言えば、このまま行けば平成20年度まで行った時に有料化にならないと処理しきれない、とはっきりと問題を言って貰った方が市民としては分かりやすいと思います。それくらい問題であったら、自分達の家庭から出すごみの分別をしっかりとやらなければいけないと意識すると思います。</p> <p>もう一つは、真剣に分別をしている人が馬鹿を見ると思います。罰則が全てとは言いませんが、真剣にやっている方が不法投棄をしている人を見た時に、市がやってくれないのであれば何のためにやっているのかという市民とのギャップがあるかと思いの</p>

	<p>で、資料は資料として詳しく今の状況を示す事はいいと思いますし、具体的にこういう問題があるという事をはっきりさせておくためには、市民向けの簡単な分かりやすい資料があった上でホームページなどで広報をするのであれば、そこからホームページや資料を見たりする事ができるのだと思います。</p> <p>今はこういった窓口がないので市民としてはどこから入っていけばいいのかが分からない。今のように、ホームページがありますよというだけでは、1名しか意見が来なかったという結果になってしまうので、もっと一般市民に働きかけていくために、もう少し一般市民の動機付けになるように窓口を広げた方がいいと思います。</p>
永井会長	<p>ありがとうございました。一番最初の部類の中でも、より具体的にお話いただけましたと思います。</p>
事務局	<p>今日はパブリックコメントの結果、それから、うつのみや環境行動フォーラムから出されたパブリックコメント、更に前回の環境審議会でいただいたご意見について整理をして、これらの意見に対する市としての考え方を整理させていただいたものについて議論をしていただくという事で、貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございました。</p> <p>私どもも今回、こういう形でパブリックコメントを行って、市民の方の反応がこれでいいのかという事で苦慮しているのですが、これにつきましては、この「宇都宮の環境（平成15年度 環境状況報告書）」が宇都宮の環境保全などに関する取組など、環境基本計画に基づく取組を網羅的に整理してあるという事で、ここから意見を出すという事はなかなか難しいのかなと考えております。</p> <p>ただ、この中で特に大きな課題となってきたものにつきましては、各セクションごとに課題として出していくという事になるという事で考えております。その第1弾という事で、例えば政策広報などを使いまして、ごみ問題についてという事で出させていただきました。今後もこういったものを徐々に市民の皆さまにご理解をいただきながら具体的な政策というものも形作りをして、市民の皆さまのご協力、ご支援をいただけるよう進めていきたいと考えております。</p> <p>その他の事業につきましても、確かに環境という出し方がこれで全て良いという事ではなくて、過渡期にあるということで、目標などにつきましてもなかなか見えにくい部分があるという事は私どもも承知をしておりますので、やはり市民の皆さまに行政としてはこういう考えがあるという事をご理解いただくために、再度整理をしながら、次の「宇都宮の環境」作りあるいは施策の転換、こういったものに向けて努力をして参りたいと考えておりますので、引き続き宜しくお願いたします。</p>
<p>発言要旨 【2. その他（報告事項）】</p>	
永井会長	<p>それでは「その他」に移りたいと思います。前回の審議会で3点ほど委員の皆さまからご指摘をいただきました件につきまして、後日、事務局と整理をさせていただきました。それでは、その結果について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは3点ほどご指摘がございました。1点目が「環境審議会の審議事項に係わる条文解釈」についてでございます。これにつきましては、宇都宮市環境基本条例におきまして、環境審議会が環境の保全及び創造に関する基本的事項というものを調査審議すると定められておきまして、その「基本的事項」をどのように解釈するのかという事でございます。この「基本的事項」につきましては、市民生活等に大きく係わります条例の制定や改廃、または重要な計画の策定などを意味するものと解釈しております。そして、この解釈は栃木県や他の自治体におきましても同様でございます。この審議会において所掌する事項につきましても、この解釈に基づき運用を図って参ります。</p> <p>そのため、前回、ご意見をいただきました茂原裁判等の個別の環境問題につきましては、市長の諮問事項ではないという事、また、環境基本計画の施策として位置づけられ</p>

	<p>ていないという事，それから基本的事項には該当しないという理由から，この環境審議会において所掌する事項には該当しないという整理をいたしました。</p> <p>次に，2点目の「茂原裁判等の個別の環境問題に係わる情報提供のあり方」についてでございますが，これにつきましては，この環境審議会の審議事項には該当いたしません，議事から切り離れた形で，可能な範囲で事務局から皆さまに情報提供をしたいと考えております。その情報提供につきましては，本日出席しておりますクリーンセンターが所管課でありますことから，その状況等につきまして，このあと皆さまにご説明をさせていただきます。また，さらに詳細な内容につきまして情報提供を依頼される場合につきましては，この審議会の場ではなく，各課，所管課において別の機会を設けるなどによりまして対応を行いたいと考えております。</p> <p>最後に，3点目の「新しい環境審議会委員を対象とした事前勉強会の開催」についてでございますが，これにつきましては，これまでも環境審議会の開催に先立ちまして，会議資料につきましては事前に十分な期間を設けて委員の皆さまに送付させていただきまして，十分ご検収していただいております。そして，不明な点等があった場合につきましては，会議開催前に事務局に問い合わせをしていただきまして，対応をして参りました。今後につきましても，これまでと同様に，事前勉強会は開催しないで対応をして参りたいと考えております。</p> <p>この3点につきましては，会長と協議をしまして整理をさせていただいた所でございます。引き続きまして，先ほどの茂原裁判等の状況につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>それでは，クリーンパーク茂原の裁判について簡単にご説明申し上げます。クリーンパーク茂原は平成9年度から平成13年度にかけて建設いたしまして，平成13年3月末から本格的に稼働をしております。平成13年4月4日，施設の稼働によりダイオキシン類等の有害物質が発生する等として，近隣住民22名から一般廃棄物中間処理施設の操業差し止め請求の提訴がございました。つまりクリーンパーク茂原の事業地内にある焼却ごみ処理施設，灰溶融施設，リサイクルプラザ等の工場及び管理棟，計量棟，洗車場などの附属施設を含めた操業差し止め請求の提訴がございました。</p> <p>これらにつきまして，平成13年6月11日から平成16年5月27日までの間に，計16回の口頭弁論が行われてきました。そして平成16年9月30日に判決が下されました。判決文では，「本件施設の操業の継続により原告らが住民限度を超える健康被害や生活被害があるとは認められない。」という事で原告側の請求はいずれも棄却されました。なお，原告側から2週間以内に控訴の提起がありませんでしたので，判決が確定いたしました。以上，簡単ではございますがクリーンパーク茂原裁判の報告とさせていただきます。</p>
永井会長	<p>前回の審議会でご意見のありました3項目ですが，われわれ委員が所掌する事項は，基本的に条例を策定することや，環境基本計画を体系的に作る事がわれわれの所掌事項である。個別の案件についての，どのように対応するのかという事については，われわれの所掌事項ではありませんという事です。したがって，いろいろな情報につきましても，あくまでも条例や基本的な計画を作る時に必要な範疇において，いろいろな情報を扱っていくという事です。</p> <p>3点目の勉強会の話については，事務局としてはいろいろな状況をお考えで，一般論としては難しいという事です。少なくとも，この審議会を開催する時には事前に資料を送付していただいておりますので，それについての質問は，事務局に事前にレクチャーを受けるなり，情報を集めるなりして対応する事が基本である，という事でございます。この3点と今の茂原の件について何かご意見等ございますか。</p>
富山委員	<p>基本的な事を話しておきますが，前回の審議会でも茂原の質問をしたのは私です。それは，宇都宮大学で「市民が環境を考える会」というものがあって，著名な環境問題の権</p>

	<p>威である宇井純先生とその支持者が集まってやった時に、たまたま私の近くに茂原裁判で訴えた市民団体がいて、市民がなぜ市役所と裁判を起こさなければいけないのか。裁判を起こす前の前提として、市がもっと市民に説明すべきであるし、説明しても納得がいかない場合は、市は環境審議会を持っているのだから、環境審議会は、一応中立な立場ですよ、市の代表者ではない訳ですから。そういう所で市民が裁判を起こす前に何とかならなかったのかという質問がありました。私は審議会でも何もやっていないよとか、そういう事を言えば余計混乱すると思ったので、黙って話を聞いていたのですが、現実には市民としては納得していませんよ。</p> <p>要するに、市民は環境審議会に対してある程度の期待を持っているのです。何の役にも立たないとは思っていないのです。そこで、私は全国の市町村の環境審議会規則をインターネットで早速調べてみました。一番立派なのは熊本市の規則でした。市民の役に立つ事は積極的に論議しなさいとありました。宇都宮市の条例の様に、市長から諮問がない事については話してはいけないとは書いていないのです。つまり、意見を言うてはいけないという条項はない訳です。</p> <p>なぜなら、ここに居られる方は一応有識者であり知識がある人という事になっている訳です。そういう人は市民にとって何が役に立つのかという事を自分で考える能力があるという事で有識者となっている訳です。だから、いちいち市長からこれこれについて答弁しなさいと言われて答弁する必要はなくて、自分でやれるでしょうと。熊本市の規則はそうなっています。だから環境について市民が市役所と裁判を起こす前に市民からの訴えがあれば、その件について審議会が行政に聞いて行政から確認を取って市民に納得して貰えば、中立な立場で言えば、裁判を3年間もやって結果がどう出たってどちらでも得しない訳ですから、そういう事を考えると、やはり有識者として選ばれている以上は、私は今の宇都宮市の条例よりも熊本市の規則の方が立派だと思えます。</p>
永井会長	それは、今の宇都宮市の環境審議会での機能が果たせるかどうかは別で、それなりにこの機構を変えていかなければいけないという事はあるでしょうね。
富山委員	それは条例を変えれば済む訳です。条例に審議会として必要な事項は述べてもいいと加えればいい訳です。
永井会長	述べても良いというか、行政と市民が訴訟をする場合に、この審議会が行政と市民の間で調整する機能を持つかという議論になった時には、今のシステムでは対応できないと思えます。そこから変えていかないと。そういう事だと思えます。
富山委員	その辺はやり方しだいだと思いますが、それはこれからの議論でしょうね。ただ、今の私の意見は、市民はもっと環境審議会に期待している部分があると。それは審議会として有識者の集まりなのだから、市長からの諮問に答えるだけではなくて、市の環境を良くするためにはどうしたら良いのかという調査して、こういう事をすると良いのではないかと提案する事ができるという条例は、熊本市だけではなくて多くの市町村で取り入れていますよね。宇都宮市のように取り入れていない所ももちろんありますが、その辺は考え方の1つだと思います。
永井会長	<p>私が言っている勉強会というものは調査と一緒になのですよ。そこはもう少し自由にしてもいいのではないかと個人的には思っていますが、事務局としてはいろいろな状況を想定されていますし、審議会というものは普通の調査をする機関とは違う機関であるという事で理解しています。ただ、今おっしゃった様に、行政と市民が裁判をしている間に対して、何か影響力を持つという事は今のシステムでは到底できないと思えます。もう一度基本的なルールから変え直さなければいけないという事は明らかだと思います。</p> <p>ですから、審議会というものは、自由に学識経験者が述べて、ある情報を出せば良いというだけの役割ではないという事ではあるのです。その代わり、言える範疇というものは限られているという風になっているのも確かだと思います。私も行政の中のシステ</p>

	<p>ムで、何がどういう役割や権限を持つのかという事は良く分かりませんが、市が言っている今の審議会に対してのスタンスは理解しております。今、富山委員がおっしゃったように常識的に考えるとそうなのですが、ある面では我々は市に対してある権限は持っているのです。ただ、その権限はかなり限られた範疇の中で持っているという形になっていて、個別の行政が対応するものに対して我々が影響力を持っているという形にはなっていないという事です。</p>
富山委員	<p>宇都宮市の条例では、明らかに市長が諮問した事についてのみとなっています。その所が問題なのであって、もう少し柔軟な姿勢で。実はこの論議はインターネットで宇都宮市の環境審議会を調べると、過去の議事録で出てくるのです。同じ話が3年位前にもあって、その時の市の答弁は、市長が諮問したこと意外は話してはいけないという事でした。</p>
永井会長	<p>都市計画審議会も市長に諮問されたものに対して答申するとなっています。</p>
若狭委員	<p>少し分からないのですが、今回の諮問事項というものは何になるのですか。</p>
事務局	<p>宇都宮の環境（平成15年度 環境状況報告書）について、私どもとしてまとめさせていただきますので、そのまとめ方との中身等につきまして委員の皆様方からご意見をいただきたいという事で前回お願いをいたしました。その時に、パブリックコメント等で市民の方からご意見を伺うという事であれば、そういったものも含めてもう1度審議会を開いて、その辺も委員の皆さま方に提示して欲しいというご意見をいただいた所でありまして、その結果として本日お集まりいただいた所でございます。</p>
若狭委員	<p>それは議題として掲げられているというだけではないのですか。諮問事項としてはどうなっているのか良く分からない所があるのですが、所掌事務としては、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するという事でこの審議会は権限がある訳ですよ。基本的な事項ではない、そこから外れてしまう先ほどの個別の訴訟についてどう対応するべきか、といった事は所掌事務から抜けるとは思いますが、環境の保全とか創造に関する基本的事項の範疇に入る限りは、自由に委員の方で設定してもいいのではないのですか。</p>
永井会長	<p>市長が今、諮問事項としては何を我々に書いているのかという事だと思いますが、その文章はどのような風になっていますか。市長が諮問した事に対して審議会は答申する訳ですよ。その時の市長の文章は何ですか、という事を聞いているのです。</p>
事務局	<p>今回につきましてはご指摘のとおり諮問という様な形はとっておりませんが、環境基本計画の実績に係わる報告書ですので、基本的事項に該当するであろうという事で議題に設定させていただいた所でございます。</p>
永井会長	<p>文章にはなっていないけれども、環境基本計画の管理として「宇都宮の環境（平成15年度 環境状況報告書）」をチェックしてくださいという事が諮問事項ですという事ですよ。</p>
若狭委員	<p>言ってみれば事務局提出の議題という事ではないのでしょうか。</p>
永井会長	<p>それは諮問とは違うのではないかと。</p>
若狭委員	<p>委員の方で議題を設定して審議会を開くという事も構わないのではないのですか。</p>
事務局	<p>先ほど申し上げましたとおり、審議会の役割として、市長の諮問に応じて、という1つの大きな括りの中で基本的事項などの項目がある訳でございます。あくまでもその範囲の中という事で、私どもは考えている所でございます。先ほどからお話があります様に、例えば審議会のような附属機関の中で何でも自由にという事になりますと、行政全体の仕組みの中にもいろいろと問題がでてきてまいりますので、附属機関というものはそういうものではないと私どもは考えております。行政の中には議会などいろいろとございますし、そうした中でこういう所で何でも議論をして、それが市の行政の方にそのまま反映できるという事は違うのではないかと考えております。</p>
若狭委員	<p>誰もそういう事は言っていないと思いますが、議題としていろいろな幅広い観点から</p>

	<p>基本的事項と言えるようなものを議論する。それで意見表明をしたり，こういう事をして良いのではないかという事をこの審議会で発言をする，決定をするという事自体は何ら問題はないのではないのでしょうか。私はこの様に解釈するのですが。</p>
永井会長	それは答申という形ではなくて，議論は何をしても良いのではないかという事ですか。
若狭委員	はい。諮問事項というものがはっきりと明示されていないので，多分来ていないのですよね。議題として書いてあるというだけであって。ですから，諮問事項としては広い書き方になるのではないのかなと。環境基本計画に対する意見，あるいは環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議。その様な形になる，あるいはなっているのではないのかなという気はするのですが。
富山委員	会長は審議会が終わった後に答申書なるものを署名捺印して出しているのですか。
永井会長	毎回ですか。毎回は出していません。答申書は作っていません。
富山委員	本来は，諮問があるのであれば答申書を出していますよね。
永井会長	きっとそうでしょうね。都市計画審議会は必ず出しますね。環境審議会の場合は，私も言われてみると，諮問がないから答申を出さないという形なのかなと思ったのですが，今のお話ですと諮問があるのでですね。
若狭委員	環境審議会はまだ7回は開催していますが，私は途中から入ったので良く分からないのですが。
事務局	<p>まず，環境審議会におきましては，環境基本計画を作る際に諮問答申という形で行いました。そしてこの環境基本計画の中に推進編というものがございまして，その中に環境審議会において，その意見を聞きなさいという形でのPDCAのチェック（管理）の部分が入っておりますので，報告という形でこの議事を設定したという整理でございます。</p> <p>それから，富山委員が言われました熊本市の環境審議会についてでございますが，これは市長に対して，どんなことでも全て言って良いという事は言っておりません。あくまでも「前項に掲げる事項に関して市長に意見を述べる事ができるものとする。」という事でございます。その事項は4つほどありまして，それはやはり宇都宮市と同じような形で，環境基本計画の策定に関する事，公害対策に係わる基本的事項に関する事，熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例などの法定事務事項，そういったものに関して意見を述べる事ができるという形で整理されております。</p>
永井会長	そうしますと，環境基本計画を作った時には諮問答申だったのですね。そうすると，毎年の管理の時にも，その年度のどこかでまとまった形で答申するべきという事なのではないですかね。一応，プラン・ドゥ・チェック・アクションときて，そのアクションですよね。答申をしてまた次年度にやっていくという格好の時のその答申は，管轄に入っていると考えるはいけませんか。
事務局	そういうシステムなのですが，答申書というのではなくて，こういった場において意見をいただいた事につきまして，私どもで集約いたしまして，これを庁内の推進委員会に諮りまして，その意見の反映の仕方などを十分検討いたしまして，次の環境状況報告書の作成に活かすという形でのシステムになっております。
永井会長	その時に，範疇に対しては答申したという事はどういう事なのですかね。我々が答申しても行政がやらなくても良いという事ですね。
若狭委員	おそらくそこまでの強制力は持っていないと思いますが，意見を述べるという事では，あるいはその意見を述べる対象として何を議論するのかという事については，環境基本計画や環境問題の基本的事項に係わる限りは，自由に選択できるのではないかと思うのですが。
永井会長	要はこういう事ですかね。プラン・ドゥ・チェック・アクションは行政と市民の方で行っていて，その中でこの環境審議会は，どこにどう位置づいているのかを一度整理していただいた方が具体的には分かりやすいのかもしれない。それが分かっている様で

	<p>案外分かっていないのではないですかね。</p> <p>そして基本的事項については今お話があった様に、当面は環境基本計画と、そのマネジメントが我々の所掌事務であるという形ですね。それで今はそのマネジメントの所に入っている訳ですよ。入っていた時に我々がどこに位置づいているのかが分かっている様で分かっていない様な気がします。</p>
事務局	<p>この件につきましては、会長ともう少しご相談をさせていただいて、まとめさせていただければと思っております。</p>
遠藤委員	<p>基本的には宇都宮市の環境を良くするためのマネジメントを市の行政側が行っている。それについて昨年度の結果はこうでした、とまとめた報告書が出て、それに対して環境審議会の方は、こういう点が違うのではないだろうか、ここはこうするべきではないだろうか、こういう方法ではまずいので直した方がいいのではないだろうか、という意見をまとめてマネジメントをしている行政側に意見を述べ、それを受けた行政側がそれをどのように判断して受け止めるのか、それは行政側のマネジメントの話になるのかと思います。そういう関係で理解して良いのです。</p> <p>ですから、行政側の環境に関するマネジメントについては幅が広いですから、報告書の中でたくさんありますから、それについてこれ以外の点を付け加えて「宇都宮の環境（平成15年度 環境状況報告書）」を見るべきだという意見が出てもいいでしょうし、他の個別の所でもっと論議をして、環境審議会として意見をまとめて出してもいいでしょうし、それは環境についてはこの審議会ではいろいろな話が出て良いのではないのでしょうか。</p>
富山委員	<p>私も賛成です。環境基本法に基づいてという事は環境全般に渡っている訳ですから、それに関する事ならここで何を議論しても構わないという事で行くべきだと思います。</p>
遠藤委員	<p>ただ、その時の前提条件として、やはりこの審議会の中である程度の合意を得ながら進めていくという事が条件です。</p>
富山委員	<p>当然、審議会は過半数の賛成を得られないといけませんから、合意は必要ですよ。でも、一応、別に市が提案する議題だけを述べる必要もなく、環境に良いと思う事を我々がここで話し合ったら別に問題はないと思うのです。それをどうしてもダメだということであれば、召集しなければ良いと思います。</p>
遠藤委員	<p>その前提が、市の環境マネジメントの報告の中で話し合うのならば私は良いと思うのです。それ以外に突然議題を挙げてあるテーマで、という事は外れるという気がします。</p>
金子委員	<p>実際に諮問事項ではない議題を、例えばこの環境審議会の中だけで決めてこの問題で議論しましょう、と言って仮に議論してまとまったとしても、それは、行政が諮問事項以外は結局、環境審議会からの答申という形では受けない訳ですから、これは何の意味も持たなくなってしまうのではないかと思います。そもそも、環境審議会の性格そのものを抜本から変えないと、その議論が成り立たないと思います。</p>
若狭委員	<p>それは手続き的な実効性の担保がないというだけであって、有識者や市民の方、事業者の方が集まってやっている訳ですから、環境の基本的事項に係わるという事は大前提の訳で、それについて、今回はごみの問題を議論しましょうという事で、どういう方策があるのかという例を聞いたりして議論をして、もし意見がまとまらない様であれば、こうした方がいいのではないかと意見を挙げるという事自体は、良い事であって問題はないと思うのですが。</p>
富山委員	<p>平成13年5月11日とその直後の5月30日の審議会において、同様な議論がなされております。しかし、条例で市長が諮問した事項以外はダメだと書いてあるのであれば、それに1行加えて、審議会が必要と思う意見を市長に逆に言っても良いという1行を入れた条例にしても良いのではないかと、といった議論をされて、宇都宮市はダメだっ</p>

	<p>たのですが、他ではそれを入れた所もあるのです。</p> <p>つまり、諮問されてなくても審議会委員の過半数以上で、こういう意見を言っても良いのではないかという事になれば、市長に伝えることができるという事を入れた市町村もあります。</p>
永井会長	<p>今、富山委員が言っている事は、条例から変えないといけないという事ですね。今の条例の解釈の中で、どこまでできるのかという問題だと思いますが。</p>
若狭委員	<p>私は大丈夫だと思うのですが。おそらく付託事項の中に入っているという解釈はできるのではないかという風に私は思うのです。先ほど言った、これを議論してくれと言われた事だけ議論して意見だけを言ってくれという事は、おそらく議題という事で配られているものでしかないと思いますし、それが、イコール諮問事項という事にはなっていないのではないかと思うのですが。</p>
遠藤委員	<p>もう1度繰り返しますが、私は行政が行っている環境マネジメントに対して、報告書が出たその中でいろいろな論議をして、その中で言っていけば良いことだと思います。そうすれば、ごみの問題をもっと掘り下げて論議してみよう、それで今回はあまりにもうわずみだけの話だから、もう少し、次回に報告書の内容についてもっと突っ込んでやってみようではないか。と言えばそれで進められる話だと思うのです。</p> <p>ですから、条例を変えるという様な話をしなくても、この様な進め方をすれば、この環境審議会では「宇都宮の環境」に関する事は、ほぼ全て話し合う事はできると思います。</p>
富山委員	<p>それは、行政の受け取り方しだいですね。金子委員が言われたように、行政が議題についてだけ意見を言ってくださいと、後は聞く耳持たないとなった場合に。</p>
熊本委員	<p>議事と言うものは、あくまでも行政側から出してくるものであって、会議次第の4番に「その他」というものがある訳ですから、環境に係わる事で皆さんに興味があったり、何かお聞きしたい事があれば、「その他」の所でお聞きすれば良いですし、それが全員の議論になるのか個人の意見や興味になるのかは分かりませんが、この「その他」の所でお伺いをすれば、市の方もお答えになるのではないですか。</p> <p>ですから、条例とかそういう話ではなくて、環境について興味がある事であれば、お伺いすればそれでいいのではないかと思います。</p>
永井会長	<p>それは、今日の報告の中で、少なくとも情報はいただけますという事です。ですが、良く分からないのは答申という事で、個人の意見を言った場合は、それが全て答申になっているとは到底思えないのです。そうすると、どこかで多数決を採って、審議会としてまとめて、こういう事だと意見をまとめないと答申にはならないという事は明らかだと思うのです。</p>
遠藤委員	<p>そうすると、我々の意見というものは、一市民の意見という事で採り上げる訳ですよ。</p>
永井会長	<p>諮問があれば必ず答申があるはずですから、答申するといった時に、ここで出た意見全てが答申であるとは到底できなくて、意見が分かれている時もある訳ですよ。その所の処理がどうなっているのか良く分からない限り、行政もはっきり言って、やってもやらなくてもいいのではないかといった形には、どうしてもなってしまうのではないかと思います。</p>
金子委員	<p>この件については、後でゆっくり会長と相談していただければいいのではないですか。</p>
永井会長	<p>そうですね。もう一度詰めてみます。</p>
事務局	<p>先ほども申し上げましたとおり、一般論で申し上げますと、計画を策定するなど基本的事項に該当する場合には、諮問してきちんとした形で委員からの意見として答申していただいている所でございます。</p>

	<p>しかし、その後の進捗状況等につきましては、いろいろな審議会等につきましても、同じような形で委員の方から今回の様な形でいろいろなご意見を出していただきまして、その意見につきましては、事務局といたしましては答申書という形は採ってございませんが、答申に近い形で受け止めさせていただいて、施策等に反映しているという事が実態かという風に考えておりますが、この件につきましては、改めまして会長と相談して整理をさせていただきたいと思っております。</p>
永井会長	<p>この件についてはよろしいですか。では、もう少し事務局と整理して、次回に結果を報告したいと思います。次回の開催予定はどの様になっていますか。</p>
事務局	<p>今年度につきましては今回で終了となります。来年度につきましては、今年度と同様に、2回程度の開催を予定している所でございます。</p>
富山委員	<p>公募委員の任期はいつまででしたか。</p>
事務局	<p>環境審議会委員の任期は2年という事でございまして、公募委員に限らず平成17年11月末までとなっております。</p>
永井会長	<p>それでは長時間になりましたが、以上をもちまして、第8回宇都宮市環境審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。</p>
<p>閉会 : 午後4時00分</p>	